

5 経済生活等

(1) 奨学金

掲載場所：[奨学金制度](#)（本学ホームページ＞学生生活・学生支援＞経済支援＞奨学金制度）

1. 神戸大学基金奨学金

神戸大学独自の奨学金として、神戸大学基金による「神戸大学基金奨学金」、「神戸大学基金緊急奨学金」及びその他学部や研究科又は学年指定された奨学金があります。

神戸大学基金の奨学生採用の募集要項等は神戸大学ホームページの「[奨学金制度](#)」に掲載しています。

なお、「神戸大学基金緊急奨学金」に応募する場合は、事前（申請書類準備以前）に学生支援課奨学支援グループ（E-mail:stdnt-shogakushien@office.kobe-u.ac.jp）へ連絡してください。事前連絡なしに直接申請書類を提出されても受理いたしません。

2. 独立行政法人日本学生支援機構（外国人留学生は対象外）

独立行政法人日本学生支援機構（以下、日本学生支援機構）は、人材の育成と教育の機会均等の趣旨に従って、人物・学業とも優れた者であって、経済的理由により修学が困難な者に対して修学の援助を行う育英奨学事業機関です。

ここで説明する日本学生支援機構の奨学金は、外国人留学生は対象外となり、応募することはできません。

① 奨学金の種類と給付・貸与月額

ア 給付奨学金（学部生のみ対象）

人物・学修意欲ともに優れ、真に支援が必要な低所得者世帯の者と認定された者に給付されます。

給付奨学金は、原則として返還の必要のない奨学金です。

給付奨学金に採用された場合は、授業料減免（春採用の新入生は、入学料・授業料減免）の対象となります。

この制度を「高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」）」と呼びます。

新制度上の授業料減免は、神戸大学授業料免除制度（後述）とは別制度です。

【注意：学部学生（2020年度以降入学者）の授業料免除について】

学部学生の授業料免除（授業料減免）は、「高等教育の修学支援新制度」（以下、新制度という）での申請に移行しています。

学部学生で授業料免除（授業料減免）に申請する場合は、給付奨学金（新制度）に申請してください。

給付奨学生は新制度において授業料・入学料減免の対象となります。

イ 第一種奨学金（無利子貸与）

人物・学業ともに特に優れ、経済的理由により著しく修学に困難がある者と認定された者に貸与されます。

ウ 第二種奨学金（有利子貸与）

人物・学業ともに優れ、経済的理由により修学に困難がある者と認定された者に貸与されます。

エ 併用貸与

給付奨学金の給付や第一種奨学金の貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者には、複数の奨学金を給付・貸与されることがあります。

オ 給付月額（給付奨学金）

※2024年度実績

	第Ⅰ区分月額 (標準額の支援)	第Ⅱ区分月額 (標準額の2/3支援)	第Ⅲ区分月額 (標準額の1/3支援)	第Ⅳ区分月額 (標準額の1/4支援)
学部生 (自宅通学者)	29,200円 (33,300円)	19,500円 (22,200円)	9,800円 (11,100円)	7,300円 (8,400円)
学部生 (自宅外通学者)	66,700円	44,500円	22,300円	16,700円

(注) 1) 大学院生は対象外です。

2) 給付奨学生は家計の経済状況に応じて第Ⅰ区分（標準額の支援）・第Ⅱ区分（標準額の2/3支援）・第Ⅲ区分（標準額の1/3支援）・第Ⅳ区分（標準額の1/4支援）に分けられ、区分に応じた金額が給付されます。

3) 生活保護世帯に属する者や児童養護施設等から通学している者は括弧内の金額となります。

4) 第Ⅳ区分（標準額の1/4支援）は多子世帯に限ります。

	給付受給 有無	第一種月額 (無利子)	第二種月額 (有利子)	入学時特別増額 (有利子) ※単独申込不可
学部生 (自宅通学者)	第Ⅰ区分受給中	0 円	20,000 円 30,000 円 40,000 円 50,000 円 60,000 円 70,000 円 80,000 円 90,000 円 100,000 円 110,000 円 120,000 円	
	第Ⅱ区分受給中	0 円		
	第Ⅲ区分受給中	20,300 円 (25,000 円)		
	第Ⅳ区分受給中	26,500 円 (20,000 円、31,400 円)		
	受給なし	20,000 円 30,000 円 45,000 円		
学部生 (自宅外通学者)	第Ⅰ区分受給中	0 円	100,000 円 110,000 円 120,000 円	100,000 円 200,000 円 300,000 円 400,000 円 500,000 円
	第Ⅱ区分受給中	0 円		
	第Ⅲ区分受給中	13,800 円		
	第Ⅳ区分受給中	23,100 円		
	受給なし	20,000 円 30,000 円 40,000 円 51,000 円		
修士課程 博士前期課程 専門職学位課程	—	<u>第一種奨学金</u> 50,000 円 88,000 円 <u>授業料後払い制度</u> 授業料相当額 生活費奨学金 20,000 円 40,000 円	50,000 円 80,000 円 100,000 円 130,000 円 150,000 円	
博士課程 博士後期課程		80,000 円 122,000 円		

(注) 1) 法科大学院生で、第二種奨学金の貸与月額 15 万円を選択した場合、希望により 4 万円又は 7 万円の増額貸与を受けることができます。

2) 入学時特別増額貸与（有利子）：入学時に申し込むことができます。単独の申し込みはできません。

貸与金額：10 万円、20 万円、30 万円、40 万円、50 万円から選択。

3) 給付奨学金受給者は第一種奨学金の貸与月額に制限がかかります。例えば、第Ⅰ区分・第Ⅱ区分として給付奨学金を受給している間は、第一種奨学金の貸与月額が 0 円となります。

4) 給付奨学金第Ⅲ区分・第Ⅳ区分受給者のうち、生活保護世帯に属する者や児童養護施設等から通学している者は、第一種奨学金の貸与月額が括弧内の金額となります。

5) 授業料後払い制度は修士課程・博士前期課程・専門職学位課程のみ対象であり、授業料相当額と生活費奨学金の貸与となります。

6) 第一種奨学金と授業料後払い制度は併用できません。

7) 授業料相当額は最大 535,800 円であり、授業料減免等により変動します。

② 採用の種類

ア 予約採用

新入生で奨学生採用候補者に決定している者は、「採用候補者決定通知」、レターパック、及びその他添付書類を所定期日までに学生支援課奨学支援グループに提出し、WEB 入力による「進学届」の提出に必要な「ユーザID」と「パスワード」の配付を受けて入力手続きを行ってください。

詳細は本学[ホームページ](#)でお知らせしますので、必ずご確認ください。

イ 在学採用

募集に関することは、すべて掲示及び本学[ホームページ](#)でお知らせします。

ウ 家計急変採用（給付）・緊急採用（第一種）・応急採用（第二種）

家計の急変、災害等で学資に困った時は、早急に学生支援課奨学支援グループに照会してください。

③ 申請方法

下記の担当係で申請関係書類の交付を受け、所定の期日までに申し込んでください。

学務部学生支援課奨学支援グループ（鶴甲第一キャンパスB棟1階学生センター内）

④ 奨学金の交付等

ア 採用決定

採用が決定した者には奨学生証を交付します。採用後直ぐに「返還誓約書」等の提出が必要です。

イ 奨学金の交付

採用後の奨学金は、申込時に届け出た銀行・信用金庫・労働金庫または信用組合の本人名義の普通預金口座に、原則として毎月1回振り込まれます。

ウ 貸与奨学生の継続願

毎年12月中旬から、所定の期日までに「奨学金継続願」をスカラネット・パーソナルより入力し、奨学生の適格認定を受けてください。入力を怠った者や、学業成績や収入状況が基準外と判定された者は、奨学金が停止や廃止になることがあります。

エ 給付奨学生の在籍報告（貸与のみの場合は対象外）

毎年4月頃、10月頃に所定の期日までに「在籍報告」をスカラネット・パーソナルより入力してください。

入力を怠った者は、給付奨学金受給や授業料減免の対象外となることがあります。

採用時期によっては、初回のみ在籍報告の入力対象外となる場合があります。

⑤ 奨学金の返還及び返還猶予

ア 返還の履行

貸与奨学金は、満期、退学、辞退等により貸与が終了すれば返還しなければなりません。

貸与終了に際しては、所定の手続きが必要です。

イ 返還の猶予

●在学中の猶予

高等学校、専修学校高等課程、大学又は大学院在学当時、日本学生支援機構の奨学生であった者、及び貸与終了後同一課程に留年する者は、スカラネット・パーソナルにより「在学猶予」を入力することによって、在学中は奨学金の返還が猶予されますので、所定の期日までに入力してください。

詳細は、掲示及び本学[ホームページ](#)でお知らせします。

ただし、第一種又は第二種奨学生採用候補者で、WEB入力による「進学届」提出時に前奨学生番号を入力し提出した者は、「在学猶予」を入力する必要はありません。

●救済制度

災害、傷病、その他の事由によって返還が困難になり、所定の要件にあてはまる場合は、返還期限猶予及び減額返還を願い出すことができます。

⑥ 特に優れた業績による学資金返還免除制度について

大学院にて第一種奨学金（学資金）の貸与を受けた奨学生のうち、貸与期間中に特に優れた業績を挙げたと認められる者に対して、貸与された奨学金（学資金）の全部又は一部の返還を免除する制度があります。

対象者…大学院第一種奨学金採用者で、下記に該当する者

●当該年度中に貸与が終了する者（退学・辞退等による貸与終了者を含む）

●貸与終了時の在学している課程で特に優れた業績を挙げた者

詳細については、日本学生支援機構から本奨学金採用者に交付される「奨学生のしおり」で確認してください。

また、本制度の概要を毎年11月に、詳細を毎年12月に、本学の[ホームページ](#)でお知らせしています。

3. 民間奨学団体・地方公共団体（外国人留学生は対象外）

民間奨学団体・地方公共団体の奨学生募集については、各団体から募集案内の送付があった都度、**掲示板及び本学ホームページ**への掲載によりお知らせします。

掲載場所：[民間奨学団体・地方公共団体の奨学金制度](#)

（本学ホームページ＞学生生活＞学生支援＞経済支援＞奨学金制度＞民間奨学団体・地方公共団体の奨学金制度）

民間奨学団体（以下、「財団」）奨学金の多くは、給付奨学金（原則として返還の必要のない奨学金）です。多くの財団は、生活に困窮する学生へ学資を支援することを目的として活動されておりますが、日本学生支援機構奨学金（給付、貸与奨学金）との併給を可とする財団や、家計要件が厳しくない財団もありますので、関心のある学生は、申請を検討してください。

また、財団のうち大学へ推薦依頼がある財団の奨学金の申請は、「神戸大学推薦枠（A区分）申請要項」を大学で取りまとめて、一括で選考、推薦しています。多くの財団の募集が年度初めであるため、本学では、「神戸大学推薦枠（A区分）申請要項」の申請期限を、毎年、3月初旬頃（在学生）、4月初旬頃（新入生、編入学生）に設けています。

申請を希望する学生は、早めに上記[ホームページ](#)を確認のうえ、期日までに申請を行ってください。

(2) 神戸大学授業料免除（授業料減免）

経済的な理由によって授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優秀な者については、申請に基づき選考のうえ、授業料の全額又は一部免除される制度があります。

また、学資負担者の死亡、あるいは本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難な場合、本免除を申請できることがあります。

免除者の選考は、期ごとに行われ、申請に関する手続き等の詳細は、各学部・各研究科、学生センターにおいて掲示及び本学ホームページでお知らせします。

掲載場所：[授業料（入学料）の免除及び入学料の徴収猶予について](#)

（本学ホームページ＞学生生活・学生支援＞経済支援＞授業料（入学料）免除及び入学料の徴収猶予について）

申請受付は、当該学期が始まる前の春季（後期は夏季）休業中になるので注意してください。

なお、授業料免除申請を行った場合は、申請の結果が出るまでは授業料を納付する必要はありません。（口座からの引き落としは行いません。）

担当係は、次のとおりです。

学部生（下記学部を除く）	学生支援課奨学支援グループ（学生センター）
大学院生（下記研究科を除く）	学生支援課奨学支援グループ（学生センター）
医学部医学科・医療創成工学科	医学部医学科・医療創成工学科の担当係
医学研究科	医学研究科の担当係
医学部保健学科・保健学研究科	医学部保健学科・保健学研究科の担当係
海洋政策科学部・海事科学研究科	海洋政策科学部・海事科学研究科の担当係